

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月8日
【発行者名】	インヴィンシブル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 福田 直樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 代表取締役社長 福田 直樹
【電話番号】	03-5411-2731
【届出の対象とした募集内国投資証券 に係る投資法人の名称】	インヴィンシブル投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券 の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 1,398,525,000円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年6月25日提出の有価証券届出書(同年7月2日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み)の記載事項のうち、平成27年7月8日開催の本投資法人役員会において、発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて
- 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		25,000口	
払込金額		12億円(注)	
割当 予定 先 の 内 容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 本山 博史	
	資本金の額(平成27年3月31日現在)	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主(平成26年12月31日現在)	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
本 投 資 法 人 と の 関 係	出 資 関 係	本投資法人が保有している割当 予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している本投 資法人の投資口の数(平成27年 5月29日現在)	724口
	取 引 関 係	国内一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する 特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における 本投資口の募集及び売出しについて」に定義しま す。以下同じです。)の共同主幹事会社です。	
	人 的 関 係		
本投資口の保有に関する事項			

(注) 払込金額は、平成27年6月18日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社
割当口数		25,000口
払込金額		1,398,525,000円
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の氏名	取締役社長 本山 博史
	資本金の額(平成27年3月31日現在)	125,167百万円
	事業の内容	金融商品取引業
	大株主(平成26年12月31日現在)	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(平成27年5月29日現在)
	取引関係	国内一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。以下同じです。)の共同主幹事会社です。
	人的関係	
本投資口の保有に関する事項		

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

12億円

(注) 発行価額の総額は、平成27年6月18日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

1,398,525,000円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、平成27年7月8日(水)から平成27年7月10日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に国内一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

55,941円

(注)の全文削除

(15) 【手取金の使途】

< 訂正前 >

本第三者割当における手取金上限(12億円)は、国内一般募集における手取金(117億円)及び海外募集における手取金(129億円)を、後記「第二部 参照情報 第2 参照情報の補完情報 4. インベストメント・ハイライト (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当後に残余が生じた場合の金額と併せて手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注) 上記の手取金は、平成27年6月18日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

本第三者割当における手取金上限(1,398,525,000円)は、国内一般募集における手取金(11,817,536,250円)及び海外募集における手取金(16,152,963,750円)を、後記「第二部 参照情報 第2 参照情報の補完情報 4. インベストメント・ハイライト (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当後に残余が生じた場合の金額と併せて手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

<訂正前>

（前略）

国内一般募集及び海外募集（以下併せて「本募集」といいます。）の総発行数は500,000口であり、国内一般募集における発行数は237,500口を目途とし、海外募集における発行数は262,500口を目処として募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。また、国内一般募集における発行価額の総額は117億円（注）であり、海外募集における発行価額の総額は129億円（注）です。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（注）平成27年6月18日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

（前略）

国内一般募集及び海外募集（以下併せて「本募集」といいます。）の総発行数は500,000口であり、その内訳は、国内一般募集における発行数211,250口及び海外募集における発行数288,750口です。また、国内一般募集における発行価額の総額は11,817,536,250円であり、海外募集における発行価額の総額は16,152,963,750円です。国内一般募集及び海外募集における発行価格は1口当たり57,817円、払込期日は平成27年7月15日（木）です。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（注）の全文削除

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

(1) 本投資法人は、平成27年6月25日(木)開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決議していますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるCalliope合同会社(以下「カリオペ」といいます。)から25,000口を上限として借り入れる本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口のみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年8月7日(金)までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)

<訂正後>

(1) 本投資法人は、平成27年6月25日(木)開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、国内一般募集及び海外募集を行うことを決議していますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるCalliope合同会社(以下「カリオペ」といいます。)から借り入れる本投資口25,000口(以下「借入投資口」といいます。)の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口のみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、平成27年7月11日(土)から平成27年8月7日(金)までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)